

平成 19 年度実施 法科大学院認証評価 評価報告書

香川大学大学院
香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育目的	8
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	13
第 4 章 成績評価及び修了認定	15
第 5 章 教育内容等の改善措置	20
第 6 章 入学者選抜等	21
第 7 章 学生の支援体制	23
第 8 章 教員組織	25
第 9 章 管理運営等	28
第 10 章 施設、設備及び図書館等	30
<参 考>	33
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	35
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	36

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

19年7月	書面調査の実施 教員組織調査専門部会（注1）の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査）
8月	評価部会（注2）の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定）
	運営連絡会議（注3）、評価委員会（注4）の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
12月	評価部会の開催（評価報告書原案の作成）
20年1月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価過程での問題点等の審議、評価報告書原案の整理、評価報告書原案の審議・決定、評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知〕）
3月	運営連絡会議、評価委員会の開催（意見の申立てへの対応の審議、評価結果の確定）
	（注1） 教員組織調査専門部会・・・法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会 （注2） 評価部会・・・法科大学院認証評価委員会評価部会 （注3） 運営連絡会議・・・法科大学院認証評価委員会運営連絡会議 （注4） 評価委員会・・・法科大学院認証評価委員会

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
荒 川 正 昭	前大学入試センター理事長
安 西 祐一郎	慶應義塾長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 田 良	慶應義塾大学教授
稲 葉 威 雄	早稲田大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
金 井 康 雄	司法研修所教官
木 藤 繁 夫	牛島総合法律事務所弁護士
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
小 島 武 司	桐蔭横浜大学長
◎佐々木 毅	前東京大学総長
佐 藤 幸 治	近畿大学教授
館 昭	桜美林大学教授
○田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
中 森 喜 彦	京都大学理事・副学長
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
濱 田 道 代	名古屋大学教授
松 尾 龍 彦	司法評論家
三 井 誠	同志社大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部力	立教大学教授
磯村保	神戸大学教授
○井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
碓井光明	東京大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
曾根威彦	早稲田大学大学院法学研究科長
滝澤正	上智大学法科大学院長
舘昭	桜美林大学教授
◎田中成明	関西学院大学教授
棚村政行	早稲田大学教授
土井真一	京都大学教授
中川丈久	神戸大学教授
中森喜彦	京都大学理事・副学長
長谷部恭男	東京大学法科大学院長
深田三徳	同志社大学教授
三井誠	同志社大学教授
安永正昭	神戸大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第3部会)

天野佳洋	駿河台大学教授
磯部力	立教大学教授
春日偉知郎	慶應義塾大学教授
佐藤光代	横浜国立大学教授
平覚	大阪市立大学教授
高見勝利	上智大学教授
田中宏	田中宏法律事務所弁護士
○長沼範良	上智大学教授
◎安永正昭	神戸大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

○磯村保	神戸大学教授
碓井光明	東京大学教授
河上正二	東北大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
田中成明	関西学院大学教授
田村幸一	司法研修所教官
中森喜彦	京都大学理事・副学長
長谷部恭男	東京大学法科大学院長
濱田道代	名古屋大学教授
◎三井誠	同志社大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授
山口幹生	法務省法務総合研究所総務企画部付
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において第1章から第10章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は当機構の定める法科大学院評価基準に適合していることを、また、1つでも満たしていない基準があれば、法科大学院評価基準に適合していないこと及びその理由を記述しています。

さらに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、主な優れた点を抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 優れた点及び改善を要する点等」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた点、特色ある取組、改善を要する点等を記述しています。

さらに、「3 章全体の状況」には、章全体の状況について、次の4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断したものを記述しています。

- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。
- ・ 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本評価報告書は、対象法科大学院を置く大学へ通知するとともに文部科学大臣に報告します。また、すべての対象法科大学院の評価結果を取りまとめた「平成19年度法科大学院認証評価実施結果報告」の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。

理由：基準8-1-1、基準8-1-2及び基準8-2-1を満たしていないため。

その具体的な内容は、次のとおりである。

- 法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められないため、当該授業科目を適切に指導できる体制となっていない。(基準8-1-1、基準8-1-2及び基準8-2-1関連)

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 自動収録装置により収録された授業を、授業終了後に学生が再生し、分かりにくい箇所を再確認することができる「講義収録配信システム」が整備されるなど、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられている。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。

II 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野として基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などによって厳格に設計され、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育理念は、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野といった資質を備えた法曹を養成すること」とされ、目的は、「この理念の趣旨に適った法曹を養成すること」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「①親身に地域住民の生活を支える法曹、②地域経済活動を支える法曹、③国際的視野で環境保全を推進する法曹」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、連合大学院としての両大学の人的・物的資源の活用、ビジネスロー分野と環境法分野の充実した授業科目の設置、高密度の少人数教育の実施、双方向的又は多方向的授業の実施、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念及び目的を効果的に実現するために、法的思考力の基礎の形成を主眼とした法律基本科目、理論と実務の架橋を目的とした法律実務基礎科目、人間と社会に対する洞察力を育成し、幅広い教養を修得させる基礎法学・隣接科目、法律基本科目で修得した知識を応用・深化し、特殊な専門法領域の問題に対処できる素地の形成を目的とした展開・先端科目を体系的・段階的に提供するカリキュラムの編成により、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の授業科目が配置されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が配置されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容になっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック及びエクスターンシップに係る授業科目が配置されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法哲学」、「日本法史学」、「刑事政策」、「比較司法システム論」、「政治学Ⅰ」、「政治学Ⅱ」等が配置されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する専門的な教育内容になっている。

(4) 展開・先端科目としては、①地域経済活動を支える法曹、②国際的視野で環境保全を推進する法曹を養成するための2つの履修モデルをもとに、①地域経済活動を支える法曹のための履修モデルとの関連では授業科目「経済法Ⅰ」、「経済法Ⅱ」、「経済法演習」等、②国際的視野で環境保全を推進する法曹のための履修モデルとの関連では授業科目「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」、「環境法演習」等がそれぞれ配置されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容になっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることなく、必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、すべて必修科目であり、その必修総単位数は、公法系科目 12 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 12 単位の合計 54 単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」（2単位）が必修科目として配置され、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事裁判演習」（2単位）が必修科目及び授業科目「要件事実論」（2単位）が選択科目として配置され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事裁判演習」（2単位）が必修科目及び授業科目「刑事訴訟実務」（2単位）が選択科目として配置されている。法情報調査は、授業科目「法律情報処理」が必修科目として配置され、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事裁判演習」及び「刑事裁判演習」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「刑事裁判演習」の中で適宜指導が行われ、ローヤリングは授業科目「実務講座」の中で適宜指導が行われ、クリニックは、授業科目「リーガル・クリニック」が配置され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」が配置されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち16単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第

21 条（単位）、第 22 条（1 年間の授業期間）及び第 23 条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第 2 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第 2 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育にかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点から適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、30人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材や具体的な事案や事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、基本的な法概念や制度の説明に重点を置きつつも、一方的な講義とならないよう、質疑応答を取り入れ、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が実施され、2年次配当の授業科目においても、事例に関する判例などを題材に、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガル・クリニック」及び「エクスターンシップ」については、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」については、教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が修学案内に記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、オフィスアワーの設定、授業を画像収録し、学生が授業後に収録された画像を再生し、分かりにくい箇所を再確認することができる「講義収録配信システム」の整備、「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じた授業回ごとの予習・復習の指示、各授業における資料やレジュメの事前配付、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、一部授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないものの、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようおおむね配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自動収録装置により収録された授業を、授業終了後に学生が再生し、分かりにくい箇所を再確認することができる「講義収録配信システム」が整備されるなど、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられている。

【改善を要する点】

- 集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価の基準の設定、学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の学生への告知など、成績評価について学生の能力及び資質を反映し得る体制がとられており、おおむね客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価が設定され、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針も設定され、これらは修学案内に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、中間テスト、レポート、平常点等としており、これらは修学案内に記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置については、複数教員が担当する授業科目における試験問題の共同作成及び採点、授業担当教員との面談による成績評価の具体的内容の説明、採点時における受験者の匿名性の確保、教員間による成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、前後期の学期末の成績、科目ごとの採点基準、全授業科目の成績分布データ、GPAに基づく成績順位などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験の実施に当たっては、学生に対して出題方針をあらかじめ公表する制度があり、一部の授業科目において当該制度により示された出題範囲が相当程度限定されているほか、一部の授業科目の再試験において期末試験と同一又は類似の選択肢が出題されているものがあるものの、その実施に際しては、おおむね厳正な成績評価が行われている。なお、追試験については一定の要件に該当する学生にのみ実施されるなど、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、既修得単位の認定申請に基づき、当該授業科目の成績証明書やシラバスなどを

もとに、関連科目の教員の意見を考慮した上で、教授会において単位を認定することとされており、教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、修学案内に記載されているほか、年度当初のガイダンスによって学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。（基準2-1-3参照。）

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、95単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計30単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）に関しては、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において修得した単位と合わせて30単位を超えない範囲で本法

科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 30 単位、刑事系科目 12 単位、法律実務基礎科目 11 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 16 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、本法科大学院独自の法学既修者認定試験が実施されているほか、本法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定が行われている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、最近出題された本学法学部の試験問題を調査し、点検委員が出題形式や内容を点検するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保っており、公平性、開放性、多様性が確保されている。

法学既修者認定試験は、財団法人日弁連法務研究財団実施の法科大学院既修者試験、又は憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の6科目について本法科大学院独自の既修者試験が実施され（重複受験可）、法科大学院既修者試験の成績が特に優秀な者又は本法科大学院独自の既修者試験に合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、28単位を修得したものとみなしている。この28単位については、1年次の必修科目31単位から授業科目「法律情報処理」（1単位）、「実務講座」（2単位）を除いた合計28単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を考慮した教育上妥当な方法が用いられている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 期末試験に際し、学生に対して出題方針をあらかじめ公表する制度について、一部の授業科目において、当該制度により示された出題範囲が相当程度限定されているため、期末試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 一部の授業科目における再試験の設問において、期末試験と同一又は類似の選択肢が一部出題されているため、再試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「評価・FD委員会」及び「FD研究会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、「講義収録配信システム」により録画・録音した授業を利用して行う意見交換、教員相互の授業参観、地元弁護士会所属の弁護士による授業参観及び学生による授業アンケートが実施されている。また、授業アンケートについては、アンケート結果を踏まえた改善策が検討されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、研究者教員との共同授業の実施、学生との懇談会、各種シンポジウムへの参加などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、実務家教員との共同授業の実施、参与委員、司法委員としての裁判実務への参加、弁護士会の委員、国・地方自治体の委員としての裁判外紛争解決への参加、各種シンポジウムへの参加、研究者教員の弁護士登録などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試・広報委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして、『社会正義を追求し、基本的人権を擁護し、人の権利に配慮する法的感性を持つ者』、『物事を公正・公平にみる者』、『問題を発見するとともに分析・解明する能力、問題解決のための処理能力（たとえば論理的思考・判断能力、バランス感覚、他者への配慮・理解力、説得力）の優れた者』、『不断の向上心と不屈の精神に溢れ、持続的、積極的に社会活動をする志向が強く、地域社会に基盤をおき地域に根ざすという本学の指針を理解し、その実現に意欲を持つ者』を求める」として設定し、入試説明会及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育理念、目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする第1段階選抜、第2段階選抜を行い、合格者のうち、法学既修者としての認定を希望する者に対し、さらに財団法人日弁連法務研究財団実施の法科大学院既修者試験の成績又は本法科大学院独自の法律科目試験により選考を行う方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点及び配点比率、過去の入試状況（合格者数、出身地、成績結果等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価できるよう、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験の成績、小論文試験、面接試験及び

書類審査を課している。また、法学既修者の認定試験については、財団法人日弁連法務研究財団又は本法科大学院独自の既修者試験（重複受験可）を課すことにより、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、一定基準以上の社会経験を有する者や法学関係以外の学部出身者に対する優先合格枠を設けるほか、職歴、社会活動歴、資格・能力を記載した入学志願者履歴書の提出を課すことによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約80%、平成17年度は約43%、平成18年度は約34%、平成19年度は約46%であり、いずれも3割以上確保されている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員90人に対し、平成19年度の在籍者数は105人であり、在籍者数について若干の定員超過が見られるものの、妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者受入について、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 入学者選抜において、多様な学生を確保するために、非法学部出身者・社会人について、優先合格枠を設けている。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育理念及び目的に照らして、入学から修了までの間、オフィスアワーの設定、指導教員制による個別学習相談などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前における入門講義を通じて事前指導を行うとともに、入学後においてもガイダンスが行われ、教育理念、目的、カリキュラムの内容、3年間の段階的な学習内容及び本法科大学院の特徴である2つの特別履修モデル、オフィスアワーの利用方法、図書館の利用案内が説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、入学前に入門講義（法学入門、公法入門、民法法入門及び刑事法入門）が行われるとともに、本法科大学院専任教員によるオフィスアワーの設定、指導教員制度の整備、全教員と新入生との懇談会などが行われている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、新入生ガイダンスと2年次生ガイダンスへの出席を義務づけ、法科大学院の教育と法学部の教育との質的相違の説明を行うとともに、本法科大学院専任教員によるオフィスアワーの設定、指導教員制度の整備が行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るために、専任教員全員による週最低1時間程度のオフィスアワーが設定され、共用施設又は教員室において学習相談や学習上の助言が行われている。各専任教員のオフィスアワーの時間帯は修学案内に記載されるとともに、利用方法等は入学時ガイダンスにおいて説明が行われるなど、事前周知が図られている。

また、学生1人に対して、2人の指導教員を配置しており、履修上の相談を個別に行うなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、助手、非常勤職員が配置されているなど、各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金及び地元金融機関による奨学金及び低金利ローンに関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び徴収猶予制度並びに成績優秀者への特待生制度による授業料免除が整備されている。

修学や学生生活については、保健管理センターにおいて専門家によるメンタルヘルスカウンセリングが行われているとともに、ハラスメントについては、全学の体制としてハラスメント相談員が配置されている。このほか、学生生活支援グループによる「なんでも相談窓口」が設置され、メンタルヘルスやハラスメント以外の相談も受け付ける体制がとられているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある者に対する支援として、入学者選抜試験において、学生募集要項の中で障害のある入学志願者に対する事前相談に係る内容が記載されており、受験の機会が確保されている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備としては、スロープ、エレベーター、多目的トイレを設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対する修学上の支援・特別措置としては、対象となる学生が入学した際には、ノートテイクの配置や文字情報による資料の配付など、障害の事情に応じた対応を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学的組織として「キャリア支援室」が設置されているほか、弁護士会との交流セミナーを開催するなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章の基準のうち、基準8-1-1、基準8-1-2及び基準8-2-1を満たしていない。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員がおおむね配置されている。

ただし、法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められないため、当該授業科目を適切に指導できる体制となっていない。

なお、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員組織」において学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員としておおむね配置されている。

ただし、法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められないため、当該授業科目を適切に指導できる体制となっていない。

なお、ウェブサイトの「教員の社会貢献活動」において、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、人事委員会の議に基づいて研究科長が教授会に発議し、教授会が設置する教員選考委員会における審査を経て、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、「教育上主要と認められる授業科目」を担当する教員の選考手続には、専任教員の選考に関する規程が準用され、その他の教員の選考についても、教授会で審議されており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念及び目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて、専任教員が配置されている。

ただし、法律基本科目の一部の授業科目について、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められないため、当該授業科目を適切に指導できる体制となっていない。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員5年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目における必修科目及び展開・先端科目のうち2授業科目であり、そのうち必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下にとどめられており、適正な範囲内である。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法学部・経済学部事務部に事務職員が配置されているほか、法学部資料室に助手と非常勤職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章の基準のうち、基準8-1-1、基準8-1-2及び基準8-2-1を満たしていない。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「教員の社会貢献活動」を通じて学内外に開示されている。
- すべての専任教員の授業負担が年間20単位以下にとどめられている。

【改善を要する点】

- 法律基本科目の一部の授業科目について、当該授業科目を適切に指導できる専任教員を配置する必要がある。
- 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成バランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である香川大学・愛媛大学連合法務研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任教授及び専任准教授（みなし専任教員を含む。）により構成されており、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「法学部・経済学部事務部」が組織され、庶務・会計及び学務を担当する事務長補佐、総務係、学務係が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、予算配分について、概算要求等の際にヒアリングが行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、各種委員会と連携して実施する体制が整備されており、法科大学院の理念・目的及び基本組織、教育内容、学生の支援体制、入学者選抜、教員組織、管理運営、自己点検・評価、施設・設備及び図書等、社会への貢献等の項目が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、自己点検・評価報告書において、本法科大学院における教育活動等を改善するための目標、目標実現の方法及び取組の状況が示され、改善が必要と認められる事項については、研究科長が速やかに運営会議に諮り、改善を指示する体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証を行う体制が整備されている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院においては、法科大学院における教育活動等の状況について、入試説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、学生募集要項、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、教務・設備委員会、法学部・経済学部事務部等により収集され、5年間、研究科長室、法学部・経済学部事務部等に保管するものとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室及び演習室の一部については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる非常勤講師控室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習室に学生が使用する頻度の高い参考書や判例集などの資料が配架されているほか、自習机から、図書及び資料を検索することが可能であることから、自習室と附属図書館との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、各施設に、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、愛媛大学との遠隔授業を可能とする「ビデオ会議システム」が配備されている。また、判例体系や各種データベースが利用できる「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び収録された講義がパソコン上で視聴できる「講義収録配信システム」が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、法学資料室及び附属図書館が整備されている。

法学資料室及び附属図書館は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しているため、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

法学資料室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

附属図書館及び法学資料室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられているほか、自習室には、学生の便宜を図るため、使用頻度の高い参考書や判例集等が配架されている。

法学資料室及び附属図書館の所蔵する図書及び資料については、職員が日常的に整理整頓の業務に従事している。特に附属図書館では、持出し防止システムを設けるなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、複写機、プリンタ、「判例体系システム」等の各種のデータベースの閲覧用パソコンなどが整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 「講義収録配信システム」が整備され、教員の教育や学生の学習その他の業務において頻繁に利用されている。
- 法学資料室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

【特記すべき事項】

- 自習室については、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。
- 愛媛大学との遠隔授業を可能とする「ビデオ会議システム」が整備され、教員の教育や学生の学習その他の業務において頻繁に利用されている。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究
科法務専攻（専門職学位課程）

(2) 所在地

香川県高松市

(3) 学生数及び教員数

学生数（105人）

教員数（19人）（うち実務家教員5人）

2 特徴

(1) 本法科大学院は、司法改革の一環として、社会の諸問題を自ら考え解決することができる法曹を養成する目的で、四国各界の支援を背景にして、香川大学と愛媛大学とが連合して設置した法科大学院である。本法科大学院は、司法改革の理念に沿った法曹を教育するという目的とともに、地域におけるリーガル・サービスの需要に応じ、地域の法曹教育を受ける機会を広げ、地域に根ざし、地域で活躍する法曹を養成すること、また、地域で活躍している法曹に対する教育または研修の機会を提供する必要性などから、全国に適正に配置すべき法科大学院を四国にも設けるという基本的な方針に基づいて設置された。

四国地域の弁護士は現員数においても、また、人口との比率においても少ない法曹過疎地である。そのため、法的紛争に係わる四国の住民は、リーガル・サービスを受ける機会が少なく、裁判を受ける権利が十分に保障されていない状況である。たとえ、法曹人口を増やしたとしても、それが四国の弁護士数の増加につながるという保証はない。四国に法科大学院を設置し、地域において法曹教育が行われてこそ、地域に根ざした弁護士が増え、全国的な弁護士過疎または偏在の問題を解消できる期待が高まる。

香川大学は法学部に、愛媛大学は法文学部に多数の研究者教員を擁し、法学教育の経験を蓄積してきた。四国各県弁護士会、住民、地方自治体、各経済団体等の四国における法科大学院設置に対する強い要望を受け、両大学は、各学部を中心に設置の準備を進めた。四国弁護士会からは強い支援があり、平成13年3月から四国弁護士会連合会の主宰による協議会が開かれた。さらに、平

成14年3月からは四国国立大学協議会のもとで、四国における法科大学院の設置について調整が行われた。これら関係する諸団体の検討結果を踏まえて、平成15年4月に、両大学による連合形態の法科大学院を設置する合意が成立した。その際、香川大学が所在する高松市には、高松高等裁判所、高松高等検察庁、四国弁護士会連合会事務局が置かれ、これら四国における関係機関との連携を円滑に行うことを考慮して、香川大学を基幹校とすることとして、平成16年4月に設置した。そして、四国弁護士会連合会が中心となり、これら関係諸団体及び個人を会員とする「四国ロースクール後援会」が、平成18年に組織され、本後援会が主催する公開講座や四国四県各弁護士会との交流がはかられ、学生の法曹を目指す意欲を高めている。

(2) 連合形態の本法科大学院は、香川大学と愛媛大学の人的、物的資源を背景にした法曹養成が可能である。

第一に、学生に対する設置基準上必要な教員を超える数の専任教員を有し、高密度の少人数教育が可能である。法律基幹科目群を中心に、演習形式の授業は2クラス（各15人）に分割され、ケース・メソッド、ソクラテスマソッド、ディスカッションなど双方向・多方向の授業が行われ、考察力を養い、学生一人ひとりに対する丁寧な指導が行われている。四国弁護士会連合会には法科大学院支援委員会が設けられ、弁護士による授業参観を踏まえ、本法科大学院教員と意見交換が行われるなど、地域の関係機関とも連携し、親身に地域住民の生活を支える法曹を養成することを目指している。

第二に、授業は通常香川大学で実施されているが、夏季の休暇を利用し、愛媛大学の先端研究である無細胞タンパク質合成、沿岸環境科学研究センター、地域医療や愛媛弁護士会の支援を得ながら、「環境法Ⅱ」、「知的財産法Ⅱ」、「精神医療と法」、「リーガル・クリニック」の授業が行われている。また、IT教育機器によって、遠隔授業、学生との質疑応答など、授業を臨時的・補助的に支えている。

第三に、所在地が四国経済の中心に位置することと、豊島産業廃棄物不法投棄事件や愛媛大学の沿岸環境科学研究センターの成果などの素材を基盤にして、ビジネスロー分野と環境法分野を充実させている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

(1) 本法科大学院は、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等」（法科大学院の設置基準等について（答申）「はしがき」平成14年8月5日）の資質を備えた人材を養成するために、司法試験、司法修習と連携した「プロセス」としての基幹的な高度専門教育機関として、理論的教育と実務的教育を架橋し、公平性、開放性、多様性を旨とした「幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹」及び「地域経済活動を支え、国際的視野で環境保全を推進する法曹」という基本的理念を統合的に実現することを目的として設置された。この目的と理念のもとに、以下のような学生募集、教育内容、教育方法がなされている。

(2) 法学部等の出身で法律学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という）のみならず、社会経験を有する社会人や法学部等以外の他学部において専門知識を備えた者（以下「法学未修者」という）を募集定員の3分の1（9名）の枠で優先的に入学させ、幅広い教養と多様な専門的知識を有する人材を受入れることによって、社会的な常識や実務上の経験を法学教育の現場に発揮させながら、新たな社会問題を考察する力を養成できる教育環境を形成している。

(3) 法学未修者に対しては六法を中心に法学の基礎を学びながら、法的考察力を養成することを目的として法律基礎科目群を配置している。法学未修者の2年次以降および法学既修者には、演習問題や模擬裁判等の具体的な事件を素材にして考察し、実務上の判断力を養成する法律基幹科目や法曹倫理などの実務的教育、法制史などの基礎法学・隣接科目群、環境法、知的財産法などの展開・先端科目群を配置している。このような多様な考察力を養成するカリキュラムを編成することによって、専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に基づいて具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。

(4) 本法科大学院における教育方法は、法学未修者を対象とする法律基礎科目群においては、法律学の基礎的な学識を修得することを目的に講義方式で行うことを原則とし、法律基幹科目群、基礎法学・隣接科目群や展開・先端科目群は、少人数のクラスで事例問題を質疑応答やディスカッションによって分析し考察する演習方式で行ない、調査・レポート方式などを適宜組み合わせ活用することによって理論的な考察力と表現力を養成することとし、双方向的・多方向的の授業方式が採られている。

また、理論と実務を架橋した教育のために、民事裁判演習や刑事裁判演習などの科目においてローヤリングやエクスターンシップが行われており、リーガル・クリニックを実施する愛媛大学には法律相談所が設置されており、日常的な法律相談活動を通じて授業効果を高める教材の収集を行っているとともに、地域におけるリーガル・サービスの一役を担っている。